第７回　富田林市立みどり保育園民営化移管法人選定委員会　会議録

開催日時：平成 22（2010 年）12 月 24 日（金）10：00～11：30
場　　所：市役所 3 階庁議室
出 席 者：岸岡委員、阪井委員、武島委員、中尾委員、農野委員、美坐委員
事務局（和田子育て福祉部長、阪本子育て福祉部次長、青木保育課課長補佐）
欠席委員（金城委員、寺田委員、和田委員）

会議記録
１．開会
２．議事
事務局：■■委員、■■委員、■■委員はお仕事の関係で欠席だが、半数以上出席いただいたので、ただいまより選定委員会を開催させていただく。本日の資料の確認をお願いする。
また、審議後に、法人選定結果について市長に報告をいただく予定である。
委員長：まず、■■法人から辞退届が出ているとのことであるので、事務局より報告をお願いする。
事務局：さる 12 月 15 日付けで、今回の応募について辞退の届けが出された。募集要項９．その他（３）に書類提出後に応募辞退するときは書面での届けを要することとしており、これに基づき提出されたものである。
郵送により、12 月 17 日に事務局に到着したので、今回報告させていただく。
なお、辞退理由については、詳細は記されておらず、電話確認でも、具体的な理由は明らかにはされなかった。
なお、承認されれば、当該法人に対して選定結果の通知は送付しないこととなる。
委員長：応募された後で辞退というのは、できれば避けていただきたかった。今後は、募集要項において、応募あるいは決定後に辞退することを防ぐようなことも課題として検討するべきであろう。また、選定までの時間をもっと見たほうがよかった。その他、何か意見はあるか。
委　員：ない。
委員長：それではこれを認めるものとする。
次に、お手元にあるように、■■委員からの文書が届いているので、これについて検討したい。事務局から説明をお願いする。
事務局：本日やむなく欠席されるが発言したいことがある旨、予め聞いていた。以下、代読する。

（事務局代読）

委員長：おおむね、前回の議論で一定の理解をしていただいている部分もあるが、2 法人について応募対象となるかという問題提起である。これまでの議論では、形式上の問題として

は問題がない、監査での指摘事項からは深刻な問題であるとは読み取れないことから、選定委員会ではこれら 2 法人は排除すべきものではないと判断したと記憶しているがどうか。

委　員：実地審査も参加してどの法人も実績があると認識した。最終的には、良い法人に落ち着くのではと思う。

委員長：まだ具体的に動いていない段階で、応募法人を不必要に傷付ける必要はない。

委　員：要項を満たしているかどうかは、市が判断すべきもの。委員会は、きちんと手続きを経ている。指摘事項で反省すべきことは反省し、次回の公募において反映してほしい。

委　員：テーブルに乗せるかどうかは、委員会でも判断した結果である。募集要項・要領は実際に運営していく上で守ってもらうべきものであり、選定委員会はどの法人を選ぶかが責任である。今の保育内容にどれだけプラスしていけるかが重要。結果については納得している。

委員長：たとえば、■■法人は応募様式への書き込みが少なく判断材料に乏しかったが、第三者評価を受けられており、非常に良い評価だった。応募段階で 2 法人を外すという判断はできなかった。

委　員：再募集する必要はないと考える。要項に該当すると判断し 3 法人から選考しなければならない中では、保育には問題があるとは思えない。募集期間が短かったことは、いかがかと思う。

委員長：意見の中に、3 法人が書類上、内容上において募集要項を満たすと確認したか、3 法人に対する市の考えを問うているが。

事務局：選定委員会の中で事務局が意見を述べることは避けるべきと考えているが、一定方向が示された段階であるので、市の考えを表明させてもらってもよいものか。

委員長：法人選定は、選定委員会に委ねられた課題であり、市長がすぐに判断できる問題であれば委員会の存在は必要ない。

委　員：書類のチェックは、あくまで形式上の確認である。

委員長：たとえば、違法団体、不適切な法人であればチェックできるのか。

事務局：書類でどこまでできるか、書面上分かる範囲でしかチェックできない。

委員長：法人監査は都道府県や政令市の責任である。将来的には市町村に移譲されるが、今の仕組みでは、市町村では書類でしか確認しようがない。結果として照会は掛けられたが、どこまで情報が得られたか。法的措置が講じられるかもしれないことをもって、どこまで予見できるのかを考えると、これまでのプロセスを全否定することはできないのではないか。

委　員：実際に見てきた中では、非常に良い事業をされている。

委員長：3 法人の書類を見て、話を聞き、訪問して結論を出してきたことを覆していいものか、というのが委員会としての方向性であろう。

委　員：実地に行かれた人の評価、意見を十分聞いていただきたい。

委　員：指摘された意見は、次回の民営化において、保護者に不安を残すことのないように市が責任を持って反映してほしい。

委員長：委員の意見は以上であるが、事務局はどうか。

事務局：もう少ししっかり調べておけばよかったと反省している。問題点は、今後につなげていきたいと考えている。非常に混乱した状況になり、お詫びしたい。

■■法人については、選定の中で分かってきた状況であるが、最初に分かっていたとして、外すことになったかというと難しい。現段階では、■■市と■■法人の意思疎通が十分でないという認識をしている。事務局としては、子どもや保護者の不安をできるだけ少なくスムーズに移行することを一義に取り組んでいきたい。その視点から見ると、富田林市での民営化としては、馴染みにくいのでは？と思える法人もあった。

委員長：以上を事務局の見解とする。

次に、付帯意見について論議したい。資料の選定結果の中の１）２）である。何か意見はあるか。

委　員：平成20年度の改正とは。

委　員：以前の保育所保育指針は、国の行政指導のような形であった。

事務局：以前は目標として定められていたが、20年改正で最低基準に改められ、地域の子育て支援などを含めて指針として出された。

委　員：この部分がわかりにくい。

委員長：この文言は、保育所は子どもを預かるだけでなく、子どもの生活基盤である家族や地域にも目を向け、先駆的な保育にも取り組んでほしいという指摘である。

委　員：この文書で理解してもらえるかどうか。付帯意見に拘束力はあるか。

委員長：「できればやってください」というより「しっかりと念頭に置いて保育にあたってほしい」という趣旨。新しい保育、ニーズへの対応を求めるという意味であるが、これが相手にしっかりと伝わるかどうか。

委　員：保育関係者なら理解できると思う。

委　員：広い意味で書いたほうが、保護者側からの要求は出しやすい。

委　長：保育内容は書かなくてもよいか。

委　員：保育計画に含まれる。

委　員：２）の表現は職員研修だけすればよいとも受け取れる。

委員長：「保育の質の向上を図るとともに～」とするほうが、意味が通じる。

事務局：確認の意味を込めて、報告書を朗読する。

（報告書朗読。ただし、辞退法人があったため、２．選定の経過「３法人から応募の提案がありました」の前に「当初」を挿入することの確認を含む）

委員長：問題なければ、一部修正の後で市長に報告したい。少し休憩とする。

事務局：修正したものを配布するので確認をお願いする。

委員長：平成22年12月24日、富田林市長　多田利喜様。富田林市立みどり保育園の民営化移管法人の選定について、平成22年10月1日に選定委員の委嘱を受け、選定基準等を策定し審査しました結果を報告します。

市　長：ありがとうございました。

事務局：ありがとうございました。委員の皆様には、10月から本日まで、お集まりにくい時間に係わらずご参集いただき、多大なご協力をいただきましたことに感謝いたしております。みどり保育園の民営化は、これからが本当のスタートだと思っております。今後も、委員の皆様にはご指導、ご協力をお願いいたします。

最後に、市長よりご挨拶申し上げ、本日の会議を終えたいと思います。

３．市長あいさつ

４．閉会